

基勞補発第 0404001 号
平成 15 年 4 月 4 日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長
殿
労働基準部長

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断を実施する
医療機関を指定した際の本省報告の廃止等について

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断については、昭和 62 年 3 月 30 日付け基発第 175 号及び昭和 62 年 4 月 14 日付け事務連絡第 12 号（以下「事務連絡第 12 号」という。）により実施しているところであり、事務連絡第 12 号では加入時健康診断を実施する医療機関又は健康診断機関（以下「診断実施機関」という。）と委託契約を締結し又は解除した際には各都道府県労働局長から本省へ報告するものとしているところであるが、全国版の診断実施機関名簿の使用が多くない実情に鑑みて、事務簡素化の推進の観点から、この本省への報告と全国版の健康診断実施機関名簿を廃止するものとし、事務連絡第 12 号の一部を別紙のとおり改正することとしたので、下記の事項に留意し、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 全国版の診断実施機関名簿については、本省において平成 10 年 2 月に作成しているところであるが、その後本年 3 月末日までに各都道府県労働局長から委託契約の締結又は解除の報告がなされた分については今般改訂を行い、別途送付する予定である。なお、全国版の診断実施機関名簿はこれが最終となるものであること。
- 2 加入時健康診断対象者が県外に居住する等、県外の診断実施機関で加入時健康診断を実施する必要がある場合には、あらかじめ当該都道府県労働局長に対し診断実施機関の指定状況を確認したうえで加入時健康診断の受診を指示すること。

事務連絡第12号の一部改正

記の4(2)を次のように改める。

- (2) 診断実施機関の指定に当たっては、労災指定医療機関名簿、特殊健康診断機関名簿から健康診断の実施可能な機関を把握し、検診用機器の整備状況等から実施しうる健康診断の種類等を確認したうえで、当該医療機関との間で委託契約を締結すること。

記の4(3)を次のように改める。

- (3) 所轄局長は、委託契約を締結している診断実施機関についての名称、所在地、電話番号、健康診断の種類及び委託契約締結年月日等を記載した医療機関名簿を作成するとともに、管内労働基準監督署長に対して当該医療機関名簿の写しを送付しておくこと。

また、新たに委託契約を締結し又は解除した場合には、その都度、当該医療機関名簿を更新するとともに、管内労働基準監督署長に対して更新後の医療機関名簿の写しを送付すること。